(別紙2-41 めばち (インド洋協定海域))

第1 特定水產資源

特定水産資源の名称 めばち (インド洋協定海域)

特定水産資源の定義 めばちのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締約国たる外国 等に対する割当てに係るものを除き、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する 協定第2条に規定する海域(以下この別紙において「インド洋協定海域」という。)において漁獲されるものをいう。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「IOTC」という。)での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。

第4 漁獲シナリオ

令和 16 年 (2034 年) から令和 20 年 (2038 年) までに、60 パーセントの確率で親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準にする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。 めばち (インド洋協定海域) 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業

- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 - ① 水域

インド洋協定海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。)及びかつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

10日ごとの期間(毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間)に 採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間 (漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管 理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年 12 月末日までの我が国漁獲量(放流・投棄分を含む。)、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

IOTCで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。